

日野自動車の一部生産停止に伴う市内中小企業向けの 「特別経営相談窓口」を設置しました

日野自動車の一部生産停止により影響を受ける市内中小企業を対象として、経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）及び横浜市信用保証協会に、「特別経営相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

また、セーフティネット保証2号が近日中に発動される予定です。詳細は経済局金融課までお問い合わせください。

1 特別経営相談窓口の設置

経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）及び横浜市信用保証協会に、令和4年4月14日（木）に**市内中小企業を対象とした「特別経営相談窓口」を設置**しました。

○ 横浜市中小企業融資制度やセーフティネット保証認定に関する相談【横浜市経済局金融課】

受付時間：平日 午前9時～午後5時
(横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階)
電話：045-671-2592 ファックス：045-664-4867

○ 経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC横浜)】

受付時間：平日 午前9時～午後5時
(横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター7階)
電話：045-225-3711 ファックス：045-225-3738

○ 信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】

受付時間：平日 午前9時～午後5時

- ・本所 (中区山下町22 山下町SSKビル10階)
電話：045-662-6623 ファックス：045-661-0089
- ・北部支所 (港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階)
電話：045-470-5600 ファックス：045-470-7170
- ・西部支所 (西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階)
電話：045-319-5335 ファックス：045-319-5340
- ・南部支所 (港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階)
電話：045-844-6621 ファックス：045-845-0641

2 セーフティネット保証2号の認定を受けた方がご利用いただける主な資金

【制度概要】 「経営安定資金」

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2億8,000万円以内
融資期間	10年以内(据置12か月以内)
融資利率	年1.7%以内
保証料率	1.00%

※この他にもご利用いただける資金がございますので、融資のご相談については、お取引のある、又は最寄りの取扱金融機関までお問い合わせください。

【参考】セーフティネット保証2号の概要（中小企業庁ホームページから引用）

1 制度概要

事業所の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度

2 対象中小企業者

- (1) 当該事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者 **かつ**、
- (2) 当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」）の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること
（売上高などの減少について、市区町村長の認定が必要）

※当初1か月間の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟に対応

※制限を受けた後2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能

※認定申請者には、売上高等の減少が当該事業者等の事業活動の制限によるものであることを明記することが必要

3 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：無担保保証8千万円、普通保証2億円（別枠） →

④保証人：原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

【別枠保証限度額】

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

お問合せ先

（横浜市中小企業融資制度やセーフティネット保証認定に関すること） 経済局 金融課長 近藤 陽介 Tel 045-671-2592

（経営全般の相談に関すること） 公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部長 加藤 盛司 Tel 045-225-3714

（信用保証の相談に関すること） 横浜市信用保証協会 保証統括課長 岡本 健作 Tel 045-662-6623

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。